

東近江市認定こども園設置運営事業者募集に係る質問及び回答

令和5年6月21日

No.	質問	回答（訂正前）	回答（訂正後）
1	既存建物を除去していただく場合、地下に杭などがある場合、杭なども合わせて除去していただけるということでしょうか。	質問者のお見込みのとおりです。	解体工事図面の提供につきまして、施主事業者の了承は得られています。提供方法（原図の閲覧、写しの提供等）については、要相談となります。既存建物に係る地中構造物等は、既存建物の解体工事において除去されます。基礎杭はありません。 敷地内の一部に機能を廃止した浄化槽が埋設されていることが判明しました。撤去については、地表面から概ね地下2mまでの一部撤去となり、残部分は残置されます。浄化槽の埋設位置については、概ね添付ファイルの図面に示すとおりです。現在のところ、詳細については不明です。
13	既存施設の解体工事について、解体工事の図面（既存建物の図面）は、ご提供いただけますか。また、基礎杭や地中構造物の撤去は、解体工事に含まれますか。	解体工事図面の提供につきまして、施主事業者の了承は得られています。提供方法（原図の閲覧、写しの提供等）については、要相談となります。地中構造物等は、既存建物の解体工事において除去されます。基礎杭はありません。	